

神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画」（以下「県計画」という。）に定める事業（介護分）のうち、交付対象者が行う事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）及び補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 補助の対象とする事業は、県計画に基づき、別表1の事業区分ごとに、交付対象者が実施する次の事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 介護施設等整備事業
- (2) 介護人材キャリアアップ研修受講促進事業
- (3) 認知症ケア人材育成推進事業
- (4) 権利擁護人材育成事業
- (5) 介護ロボット導入支援事業
- (6) 介護従事者子育て支援事業
- (7) 介護未経験者参入促進事業
- (8) 外国人留学生等介護分野参入促進事業
- (9) 介護人材確保支援事業
- (10) 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業
- (11) 現任職員キャリアアップ支援事業

（補助額の算出方法等）

第3条 補助額は、次により算出する。

- (1) 別表2の事業区分ごとに、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを別表1の交付対象者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

ただし、権利擁護人材育成事業にあつては、別に定める市民後見推進事業費補助実施要領における補助項目ごとに、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定した合計額とする。

- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表2の補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

但し、介護施設等整備事業にあつては、補助を受けようとする施設ごとに補助額を算出するものとし、また、別表1の事業区分のうち、1(1)及び(4)の事業の補助額は、別表4に定める国の特別措置に該当する場合は、別表4により算出した加算額を加算することができる。

(申請書の提出期日等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式1)に(様式2)、(様式3)及び別に定める様式を添えて、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

ただし、「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」については、別に定める様式のみ提出するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額を言う。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の20%以内の変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

また、証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

- (6) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (7) 補助事業者が規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付する場合は、同条第6項に規定する間接補助事業者等に対し、第13条と同一の条件を付さなければならない。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（事業者が地方公共団体以外のもの場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (10) 間接補助事業者が財産を処分する場合、補助事業者はあらかじめ知事の承認を受けなければ、これを承認してはならない。また、間接補助事業者から財産の処分に係る完了の報告を受けたときは速やかに知事に報告し、財産の処分に係る納付があった場合には速やかに県に納付しなければならない。
- (11) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (12) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (13) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（暴力団排除）

第6条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（変更の承認）

第7条 第5条第2号から第4号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助金変更交付申請書（様式4）に（様式2）、（様式3）及び別に定める様式を添えて、又は事

業変更（中止、廃止）承認申請書（様式5）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

（申請の取り下げのできる期間）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、事業実施状況報告書（様式6）により知事に報告するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書（様式7）に（様式8）、（様式9）及び別に定める様式を添えて、事業完了の日から起算して、1か月を経過した日（第7条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は知事が別に定める期日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

ただし、「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」については、別に定める様式のみ提出するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（様式10）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 前号の報告があった場合には、知事は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（届出事項）

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(書類の経由)

第13条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、事業所管課を経由しなければならない。

(その他)

第14条 その他、事業の実施にあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行し、平成27年7月13日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月2日から施行し、令和2年4月30日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月21日から施行し、令和2年8月14日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月17日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月22日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年2月16日から施行し、令和4年6月17日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月22日から施行し、令和5年5月8日から適用する。
- 2 改正後の別表5の規定は、令和5年5月8日以後の対象経費について適用し、令和5年5月7日以前の対象経費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月7日から施行し、別表5を除き令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年5月22日に改正した別表5の規定は、令和5年5月8日以後の対象経費について適用し、令和5年5月7日以前の対象経費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月11日から施行し、別表5を除き令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年5月22日に改正した別表5の規定は、令和5年5月8日以後の対象経費について適用し、令和5年5月7日以前の対象経費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月13日から施行し、令和5年10月1日から適用する。
- 2 改正後の別表5の規定は、令和5年5月8日以後の対象経費について適用し、令和5年5月7日以前の対象経費については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 事業区分及び交付対象者

補助の対象とする事業		事業区分	交付対象者（注1）
1 介護施設等整備事業			
(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業			市町村、事業者（社会福祉法人、医療法人、株式会社、その他介護施設等整備事業を実施する事業者）、土地所有者
(2) 施設開設準備経費等支援事業			市町村、事業者（社会福祉法人、医療法人、株式会社、その他介護施設等整備事業を実施する事業者）
(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業			
(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業			
(5) 民有地マッチング事業			市町村
(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業			事業者（社会福祉法人、医療法人、株式会社、その他介護施設等整備事業を実施する事業者）
(7) 介護職員の宿舍施設整備事業			市町村、事業者（社会福祉法人、医療法人、株式会社、その他介護施設等整備事業を実施する事業者）、土地所有者
2 介護人材キャリアアップ研修受講促進事業			
(1) 介護職員研修受講促進支援事業費補助			介護サービス事業者（注2） 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業指定事業者
ア 研修受講料支援事業費補助			
イ 代替要員確保対策事業費補助			
3 認知症ケア人材育成推進事業			
(1) 認知症医療支援事業費補助			政令指定都市
ア 認知症サポート医養成研修・認知症サポート医フォローアップ研修事業費補助			
イ かかりつけ医認知症対応力向上研修事業費補助			
ウ 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業費補助			
エ 歯科医師認知症対応力向上研修事業費補助			
オ 薬剤師認知症対応力向上研修事業費補助			

	カ 看護職員認知症対応力向上研修事業費補助	
	キ 病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修事業費補助	
	ク 認知症介護指導者フォローアップ研修事業費補助	
	ケ 認知症介護基礎研修事業費補助	
4	権利擁護人材育成事業	
	(1) 市民後見推進事業費補助	市町村
5	介護ロボット導入支援事業	
	(1) 介護ロボット導入支援事業費補助	介護サービス事業者（注2）
	(2) ICT導入支援事業費補助	介護サービス事業者（注2）
6	介護従事者子育て支援事業	
	(1) 介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助	介護サービス事業者（注2）
7	介護未経験者参入促進事業	
	(1) 介護未経験者参入促進事業費補助	政令指定都市
	(2) 普及啓発事業費補助	市町村
8	外国人留学生等介護分野参入促進事業	
	(1) 外国人留学生介護分野受入支援事業費補助	横浜市
	(2) 外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助	介護サービス事業者（注2）
	(3) 介護福祉士養成施設日本語学習等支援事業費補助	介護福祉士養成施設（注3）
	(4) 外国人技能実習生等資質向上研修事業費補助	横浜市、川崎市
	(5) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助	介護サービス事業者（注2）
	(6) 外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助	介護サービス事業者（注2）
9	介護人材確保支援事業	
	(1) 介護人材確保支援事業費補助	介護サービス事業者（注2）
10	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	
	(1) 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業	政令指定都市、中核市、介護サービス事業者等
11	現任職員キャリアアップ支援事業	

(1) 現任職員キャリアアップ支援事業費補助	市町村
------------------------	-----

(注1) 補助を受けようとする施設・事業所等が県内に所在する者に限る。

(注2) 介護サービス事業者とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に定める介護サービス事業者を言う。

(注3) 補助を受けようとする介護福祉士養成施設が県外の場合であっても、県内の介護サービス事業者の業務に従事する見込みがある者を対象にする場合は、交付対象者とする。

(注4) 交付対象者については、必要に応じて別表等により別に定めることとする。

別表2 補助対象経費等

補助の対象とする事業	補助基準額	補助対象経費	補助率
1 介護施設等整備事業			
(1) 地域密着型サービス等整備助成事業	別表3(1)「地域密着型サービス等整備助成事業」の「配分基礎単価」額に「単位」数を乗じて算出した額	別表3(1)「地域密着型サービス等整備助成事業」の「補助対象経費」欄に記載のとおり	10分の10
(2) 施設開設準備経費等支援事業	別表3(2)「施設開設準備経費等支援事業」の「配分基礎単価」額に「単位」数を乗じて算出した額	別表3(2)「施設開設準備経費等支援事業」の「補助対象経費」欄に記載のとおり	10分の10
(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業	別表3(3)「定期借地権設定のための一時金の支援事業」の「配分基準」に基づき算出した額	別表3(3)「定期借地権設定のための一時金の支援事業」の「補助対象経費」欄に記載のとおり	2分の1
(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	別表3(4)「既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業」の「配分基礎単価」額に「単位」数を乗じて算出した額	別表3(4)「既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業」の「補助対象経費」欄に記載のとおり	10分の10
(5) 民有地マッチング事業	別表3(5)「民有地マッチング事業」の「配分基礎単価」額に「単位」数を乗じて算出した額	別表3(5)「民有地マッチング事業」の「補助対象経費」欄に記載のとおり	10分の10

(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	別表3(6)「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」の「配分基礎単価」額に「単位」数を乗じて算出した額	別表3(6)「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」の「補助対象経費」欄に記載のとおり	10分の10
(7) 介護職員の宿舍施設整備事業	別表3(7)「介護職員の宿舍施設整備事業」の「配分基準」に基づき算出した額	別表3(7)「介護職員の宿舍施設整備事業」の「補助対象経費」欄に記載のとおり	3分の1

2 介護人材キャリアアップ研修受講促進事業

(1) 介護職員研修受講促進支援事業費補助

ア 研修受講料支援事業費補助	<p>(ア)介護職員初任者研修(注1)を受講する従業者又は従事予定者1人あたり 72千円</p> <p>(イ)実務者研修(注2)を受講する従業者1人あたり 120千円</p> <p>(ウ)生活援助従事者研修(注3)を受講する従業者1人あたり 36千円</p> <p>(エ)認定介護福祉士養成研修(注4)を受講する従業者1人につき1年度あたり 112千円</p> <p>(オ)介護福祉士基本研修(注5)を受講する従業者1人につき1年度あたり 33千円</p>	<p>従業者(介護職員初任者研修の場合は従事予定者を含む)に介護職員初任者研修、実務者研修、生活援助従事者研修又は認定介護福祉士養成研修を受講させるために必要な経費</p> <p>(ア)受講料</p> <p>(イ)受講者が支払った受講料に対する支給金(但し給与、賃金、手当等と明確に区別して支給したものに限り。)</p>	3分の1
イ 代替要員確保対策事業費補助	<p>(ア)介護職員初任者研修を受講する従業者1人あたり日額13千円×代替要員を確保した日数(ただし、1人あたり65千円を限度とする。)</p> <p>(イ)実務者研修を受講する従業者1人あたり日額13千円</p>	<p>従業者が介護職員初任者研修、実務者研修、生活援助従事者研修、認定介護福祉士養成研修又は介護福祉士ファーストステップ研修を受講している期間の代替要</p>	10分の10

		<p>×代替要員を確保した日数（ただし、1人あたり39千円を限度とする。）</p> <p>(ウ)生活援助従事者研修（注3）を受講する従業者1人あたり日額13千円×代替要員を確保した日数（ただし、1人あたり30千円を限度とする。）</p> <p>(エ) 認定介護福祉士養成研修（注4）を受講する従業者1人あたり日額13千円×代替要員を確保した日数（ただし、1人あたり60千円を限度とする。）</p> <p>(オ) 介護福祉士基本研修（注5）を受講する従業者1人あたり日額13千円×代替要員を確保した日数（ただし、1人あたり20千円を限度とする。）</p> <p>(カ) 介護福祉士ファーストステップ研修（注6）を受講する従業者1人あたり日額13千円×代替要員を確保した日数（ただし、1人あたり56千円を限度とする。）</p>	<p>員を確保するために必要な人件費</p> <p>(ア) 報酬、給与、賃金、通勤手当、社会保険料</p> <p>(イ) 派遣会社に支払う派遣料金</p>	
--	--	---	---	--

3 認知症ケア人材育成推進事業

(1) 認知症医療支援事業費補助			
ア 認知症サポート医養成研修・認知症サポート医フォローアップ研修事業費補助	予算の範囲内で知事が定める額	平成27年4月15日老発0415第6号厚生労働省老健局長通知の別添「認知症地域医療支援事業実施要綱」（第8普及啓発推進事業を除	10分の10

		<p>イ かかりつけ医認知症対応力向上研修事業費補助</p> <p>ウ 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業費補助</p> <p>エ 歯科医師認知症対応力向上研修事業費補助</p> <p>オ 薬剤師認知症対応力向上研修事業費補助</p> <p>カ 看護職員認知症対応力向上研修事業費補助</p> <p>キ 病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修事業費補助</p>		<p>く。)に基づく事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	
		<p>ク 認知症介護指導者フォローアップ研修事業費補助</p>	<p>予算の範囲内で知事が定める額</p>	<p>平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知の参考2「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(4(1)認知症介護実践研修、(2)認知症対応型サービス事業開設者研修、(3)認知症対応型サービス事業管理者研修、(4)小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修及び(5)認知症介護</p>	<p>10分の10</p>

				指導者養成研修を除く。)に基づく事業の実施に必要な委託料	
		ケ 認知症介護基礎研修事業費補助	予算の範囲内で知事が定める額	平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(4(1)認知症介護基礎研修)に基づく事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	10分の10
4 権利擁護人材育成事業					
	(1) 市民後見推進事業費補助	ア 市民後見人養成のための研修の実施 (7) 市民後見人養成研修(実践研修) 656千円 (イ) 市民後見人養成研修(基礎研修) (注7) 212千円 (ウ) 資質向上研修 1日(4時間以上)あたり 100千円 1日(4時間未満)あたり		市民後見推進事業の実施に必要な経費(報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費)として知事が認める額	10分の10

	<p>50千円 (1日4時間以上で、1日の受講人数が25人を超える場合は、200千円とする。また、1日4時間未満で、1日の受講人数が25人を超える場合は、1日あたり100千円とする。ただし、いずれの場合も1,000千円を限度とする。)</p>		
	<p>イ 市民後見人活動推進のための組織体制の構築 883千円</p>		
	<p>ウ 市民後見人の適正な活動のための支援 基準額 3,882千円</p> <p>人口規模により次の額を基準額に加算</p> <p>50万人以上 3,526千円</p> <p>30万人以上50万人未満 2,892千円</p> <p>10万人以上30万人未満 1,932千円</p> <p>5万人以上10万人未満 972千円</p>		
5 介護ロボット導入支援事業			
(1) 介護ロボット導入支援事業費補助	<p>ア 介護ロボットの導入 【上限額】 移乗支援（装着型・非装着型）及び入浴支援 1 機器あたり 1,000千円</p> <p>上記以外 1 機器あたり 300千円</p>	<p>介護サービス事業所等（注8）への介護ロボットの購入、レンタル・リースに要する経費</p>	<p>i 以下の要件を満たす事業所は4分の3 ・ 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3</p>

		<p>イ 見守り機器導入に伴う通信環境整備</p> <p>【上限額】</p> <p>1事業所あたり</p> <p style="text-align: right;">7,500千円</p>	<p>介護サービス事業所等への見守り機器導入に伴う通信環境整備に要する経費</p>	<p>点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること</p> <p>ii 上記以外の事業所は2分の1</p>
	<p>(2)ICT導入支援事業費補助</p>	<p>以下の職員数に応じた額</p> <p>【上限額】</p> <p>1名以上10名以下 :1,000千円</p> <p>11名以上20名以下 :1,600千円</p> <p>21名以上30名以下 :2,000千円</p> <p>31名以上 :2,600千円</p>	<p>タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費等、知事が必要と認める額</p>	<p>i 以下の要件のいずれかを満たす事業所は4分の3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LIFE 標準仕様に準じて介護ソフトから出力されたCSVファイルを、LIFEのCSV取込機能によりLIFE にデータを提供している又は提供を予定していること ・「ケアプランデータ連携システム」等を利用して、ケアプラン標準仕様に準じて出力されたCSVファイルにより、居宅サービス計画書等のデータ連

			携を行っている又は行うことを予定していること ・文書量半減を実現させる導入計画となっていること ii 上記以外の事業所は2分の1
6 介護従事者子育て支援事業			
(1) 介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助	育児のため短時間勤務で従事する介護職員1人あたり 750千円	育児のため短時間勤務で従事する介護職員の代替職員を配置するために必要な人件費 (ア) 報酬、給与、賃金 (イ) 派遣会社に支払う派遣料金	3分の1
7 介護未経験者参入促進事業			
(1) 介護未経験者参入促進事業費補助	予算の範囲内で知事が定める額	介護未経験者参入促進事業の実施に必要な経費（報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金）として知事が認める額	4分の3
(2) 普及啓発事業費補助	小学校、中学校、高等学校（神奈川県立学校を除く）を訪問し、介護の仕事に関する講座の実施1回あたり 28千円	普及啓発事業の実施に必要な経費（報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金）として知	4分の3

(3) 介護福祉士養成施設日本語学習等支援事業費補助	介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取り組みとして、外国人留学生に対する日本語学習等の課外事業の実施 1 講師 1 時間あたり 3 千円（ただし、講師は 2 名を上限とし、課外事業の実施時間のうち 120 時間を超える時間及び 30 時間に満たない時間を除く。）	介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取り組みとして、外国人留学生に対する日本語学習等の課外事業の実施に必要な経費（報酬、給与、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費）として知事が認める額	3 分の 1
(4) 外国人技能実習生等資質向上研修事業費補助	ア 介護職種の技能実習生及び介護分野における 1 号特定技能外国人を対象とした集合研修等 イ 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修 ウ 上記アまたはイにおける研修講師の養成研修 【上限額】 1 団体あたりア、イ、ウの経費の合計 4,000 千円	外国人技能実習生等資質向上研修事業の実施に必要な経費（給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、助成金、補助金）として知事が認める額	4 分の 3
(5) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助	経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し就労中の外国人介護福祉士候補者に対する事業 ア 日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備 候補者 1 人あたり 150 千円	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施に必要な経費として、以下の区分に応じて知事が認める額 ア 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補	10 分の 10

		イ 喀痰吸引等研修の受講 候補者1人当たり75千円 ウ 候補者の研修を担当する者の活動 1受入施設あたり60千円	助金（入学金、受講料に限る。）、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。） イ 旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、補助金（入学金、受講料に限る。） ウ 諸手当（受入施設の研修担当者に係るものに限る。）	
	(6) 外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助	1施設等あたり 300千円	外国人介護人材受入施設整備事業の実施に必要な経費（報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金）として知事が認める額	3分の2
9 介護人材確保支援事業				
	(1) 介護人材確保支援事業費補助	1事業者あたり 1,000千円	介護人材確保支援事業を実施する上で必要となる経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料）として知事が認める額	3分の1
10 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業				
	(1) 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業	別表5(1)「緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業」の「基準単価」欄に記載のとおり なお、基準単価は年度単位で適用する。	別表5(1)「緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業」の「補助対象経費」欄に記載のとおり	10分の10

11 現任職員キャリアアップ支援事業			
(1) 現任職員キャリアアップ支援事業費補助	介護サービス事業所等に赴き実施する出前研修や、研修受講者が事業所近隣で集合して行う研修の実施1回あたり100千円	研修の実施に必要な経費（報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金）として知事が認める額	4分の3

- (注1) 介護職員初任者研修とは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程をいう。
- (注2) 実務者研修とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく実務者研修をいう。
- (注3) 生活援助従事者研修とは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する生活援助従事者研修課程をいう。
- (注4) 認定介護福祉士養成研修とは、一般社団法人認定介護福祉士認証・認定機構により認証された研修をいう。
- (注5) 介護福祉士基本研修とは、公益社団法人日本介護福祉士会における生涯研修体系に位置付けられた研修をいう。
- (注6) 介護福祉士ファーストステップ研修とは、「介護福祉士ファーストステップ研修ガイドライン」（平成21年3月 社会福祉法人全国社会福祉協議会）に基づき公益社団法人日本介護福祉士会から認定を受けた研修をいう。
- (注7) 市民後見人養成研修（基礎研修）の補助対象期間は3年以内（令和5年度以前実施分は除く。）とする。
- (注8) 介護サービス事業所等とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービス事業所及び施設をいう。
- (注9) 日本語学校の補助対象期間は1年以内とする。
- (注10) 介護福祉士養成施設の補助対象期間は、正規の就学期間とする。

別表3 介護施設等整備事業の補助対象経費等

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

細区分	配分基礎単価	単位	補助対象経費
施設種別等			
ア 地域密着型サービス施設等の整備			市町村の介護保険事業計画に基づく地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880千円	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	61,000千円	施設数	
・小規模な介護医療院	61,000千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,600千円	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880千円	整備床数	

・都市型軽費老人ホーム	1,950千円	整備床数	信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。
・認知症高齢者グループホーム	36,600千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	13,000千円	施設数	
・介護予防拠点	9,710千円	施設数	
・地域包括支援センター	1,300千円	施設数	
・生活支援ハウス	38,900千円	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,300千円	整備床数	
・施設内保育施設	13,000千円	施設数	
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（注2）	4,880千円	整備床数	
イ 介護施設等の合築等			
・別表1(1)の事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
ウ 空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	9,710千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
エ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
・特別養護老人ホーム	1,230千円	定員数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム			

（注1）補助対象施設が政令指定都市及び中核市に所在する場合には、神奈川県から市を通じて補助を行う間接補助事業とし、それ以外の場合には、地域密着型施設等は神奈川県から市町村を通じて補助を行う間接補助事業とし、広域型施設及び小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、県が指定する介護付きホームについては、神奈川県から事業者に対して直接補助を行う直接補助事業とする。

（注2）小規模な介護付きホームのうち、サービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス

住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 31 日付け国住心第 178 号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。

（注 3）施設数単位で補助する施設等について、新規開設時に一度補助を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で補助することができる。

(2) 施設開設準備経費等支援事業

細区分	施設種別等	配分基礎単価	単位	補助対象経費
ア	介護施設等の開設時、増床時及び再開時（改築時）に必要な経費			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、また、介護療養型施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費
	（ア） 定員30名以上の広域型施設等（注1）			
	・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914千円	定員数	
	・ 介護老人保健施設			
	・ 介護医療院			
	・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	・ 養護老人ホーム			
	・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,580千円	施設数	
	・ 訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）			
	（イ） 定員29名以下の地域密着型施設等（注2）			
	・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
	・ 小規模な介護老人保健施設			
	・ 小規模な介護医療院			
	・ 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	・ 認知症高齢者グループホーム			
	・ 小規模多機能型居宅介護事業所			
	・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	・ 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（注4）	15,300千円	施設数	
	・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
	・ 都市型軽費老人ホーム			
	・ 小規模な養護老人ホーム	458千円	定員数	

	・施設内保育施設	4,580千円	施設数	
イ	介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費(注1) (介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。)			
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム※ ・小規模多機能型居宅介護事業所※ ・看護小規模多機能型居宅介護事業所※ ・生活支援ハウス※ ・サービス付き高齢者向け住宅(注4) 	239千円	定員数	
ウ	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費			
	(ア)定員30名以上の広域型施設等(注1)			
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム ・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 	458千円	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する)。
	(イ)定員29名以下の地域密着型施設等(注2)			
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅) 	458千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、宿泊定員数とする。	

	宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの（注4）			
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,630千円	施設数	
	・都市型軽費老人ホーム	229千円	定員数	
	・小規模な養護老人ホーム	229千円		
	・施設内保育施設	2,290千円	施設数	
エ	介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費（注3）			介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。
	・介護予防拠点	109千円	1か所	

（注1） ア(ア)、イ（定員 29 名以下の地域密着型施設等※のものを除く）及びウ(ア)のうち、補助対象施設が政令指定都市及び中核市に所在する場合には、神奈川県から市を通じて補助を行う間接事業とし、それ以外の場合には、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

（注2） ア(イ)、イ（定員 29 名以下の地域密着型施設等※）及びウ(イ)は神奈川県から市町村を通じて補助を行う間接補助事業とする。ただし、小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、県が指定する介護付きホームについては、補助対象施設が政令指定都市及び中核市以外に所在する場合は、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

（注3） エの実施主体は市町村とする。ただし、事業者が事業を実施する場合には、神奈川県から市町村を通じて補助を行う、間接補助事業とする。

（注4） 小規模な介護付きホームのうち、サービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 31 日付け国住心第 178 号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

細区分	配分基準	補助対象経費
施設種別等		
【本体施設】	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受によ
ア 定員30名以上の広域型施設等(注1)		
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室		
・介護老人保健施設		

<ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 	<p>においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額)の2分の</p>	<p>り、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの)。</p>
<p>イ 定員29名以下の地域密着型施設等(注2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設 ・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） <p>(注4)</p>	<p>1</p>	
<p>【合築・併設施設】(注3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ 		

(注1)アのうち、補助対象施設が政令指定都市及び中核市に所在する場合は、神奈川県から市を通じて、補助を行う間接事業とし、それ以外の場合には、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

(注2)イは神奈川県から市町村を通じて補助を行う、間接補助事業とする。ただし、小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、県が指定する介護付きホームについては、補助対象施設が政令指定都市及び中核市以外に所在する場合は、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

(注3) 本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設を整備する場合については、当該敷地についても補助対象とすることができる。当該敷地の補助は、本体施設に関わらず神奈川県から市町村を通じて補助を行う間接事業とする。

(注4) 小規模な介護付きホームのうち、サービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

細区分	施設種別等	配分基礎 単価	単位	補助対象経費
ア	既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	(ア) 特別養護老人ホームのユニット化 (イ) 介護老人保健施設のユニット化 (ロ) 介護医療院のユニット化	「個室 → ユニット化」改修 1,300千円	整備床数	
	(エ) 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム	「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。） → ユニット化」改修 2,600千円		
イ	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	800千円	整備床数	
ウ	介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備(注2) (介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。)			
	・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム	創設 2,440千円	転換前床数	
		改築 3,020千円		

	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅 	改修 1,220千円		
エ	介護施設等における看取り環境の整備			特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） （注3）	3,820千円	施設数	
オ	共生型サービス事業所の整備			
	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	1,130千円	事業所数	

（注1）補助対象施設が政令指定都市及び中核市に所在する場合には、神奈川県から市を通じて補助を行う間接補助事業とし、それ以外の場合には、地域密着型施設等は神奈川県から市町村を通じて補助を行う間接補助事業とし、広域型施設及び小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、県が指定する介護付きホームについては、神奈川県から事業者に対して直接補助を行う直接補助事業とする。

（注2）ウについて、本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部緩和（療養室の床面積1床当たり6.4㎡を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、平成35年度末までに1床あたり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合についても本事業の対象とする。

（注3）小規模な介護付きホームのうち、サービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。ただし、ウは除く。

(5) 民有地マッチング事業

細区分	配分基礎 単価	単位	補助対象経費
ア 土地等所有者と介護施設等整備法人	6,110千円	自治体	民有地マッチング事業を実施す

等のマッチング支援			るために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
イ 整備候補地等の確保支援	5,000千円	自治体	
ウ 地域連携コーディネーターの配置支援	4,890千円	1か所	

(注1) 介護施設等とは、(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。

(注2) 実施主体は市町村とする。

(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

細区分	施設種別等	配分基礎単価	単位	補助対象経費
ア	介護施設等における簡易陰圧装置設置経費支援	4,710千円	知事が認めた台数(定員を上限とする)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	・特別養護老人ホーム			
	・介護老人保健施設			
	・介護医療院・介護療養型医療施設			
	・養護老人ホーム			
	・軽費老人ホーム			
	・認知症高齢者グループホーム			
	・小規模多機能型居宅介護事業所			
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	・有料老人ホーム			
	・サービス付き高齢者向け住宅			
	・短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所			
	・生活支援ハウス			
イ	介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援	1,090千円	1か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.
	(ア)ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援			
	・特別養護老人ホーム			
	・介護老人保健施設			
	・介護医療院・介護療養型医療施設			
	・養護老人ホーム			
	・軽費老人ホーム			

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 有料老人ホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅 ・ 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 ・ 生活支援ハウス 			<p>6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
	<p>(イ)従来型個室・多床室のゾーニング経費支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院・介護療養型医療施設 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 有料老人ホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅 ・ 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 ・ 生活支援ハウス 	6,540 千円	1 か所	
	<p>(ウ)家族面会室の整備等経費支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院・介護療養型医療施設 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 有料老人ホーム 	3,820 千円	施設・事業所	

	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援ハウス 			
ウ	介護施設等における多床室の個室化する改修費支援			
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	1,070千円	整備床数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・軽費老人ホーム 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護事業所 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援ハウス 			

(注) 神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

(7) 介護職員の宿舎施設整備事業

区分	配分基準	補助対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業	介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 		
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 		
<ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 		
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 		
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 		
<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 		
<ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 		
<ul style="list-style-type: none"> ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居 		

者生活介護の指定を受けるもの）（注2）	基準面積とする。	又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
---------------------	----------	---

（注1） 補助対象施設が政令指定都市及び中核市に所在する場合には、神奈川県から市を通じて補助を行う間接補助事業とし、それ以外の場合には、地域密着型施設等は神奈川県から市町村を通じて補助を行う間接補助事業とし、広域型施設及び小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、県が指定する介護付きホームについては、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

（注2） 小規模な介護付きホームのうち、サービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備次号の補助対象となるものに限る。

別表4

各法令で定める国の財政上の特別措置による加算（介護施設等整備事業）

区分	対象施設の種類	加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス 	別表3に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	別表3に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	別表3に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額

<p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・生活支援ハウス 	<p>別表3に定める配分基準単価に0.32を乗じて得た額</p>
--	--	----------------------------------

- (注1) 上表の特別措置に該当する場合は、別表2の補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ないほうの額に上表「加算額」欄により算定した額を加算する。
- (注2) 算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を加算額とする。
- (注3) 国管理運営要領別記1-2在宅・施設サービスの整備の加速化分については対象外。

別表5 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の対象経費等

(1) 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業		
施設種別等	基準単価	補助対象経費
<p>ア 新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む）</p> <p>① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む）（※1～4）</p> <p>② 感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、介護施設等（※1）</p> <p>③ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）（※1）</p> <p>④ 施設内療養を行った高齢者施設等（※5）</p>		
通所介護事業所（通常規模型）	537千円/事業所	<p>○ア①、②に該当する事業所・施設等の場合</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保</p> <p>緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当（令和5年10月1日以降に支給された当該割増賃金・手当のうち、新型コ</p>
通所介護事業所（大規模型（Ⅰ））	684千円/事業所	
通所介護事業所（大規模型（Ⅱ））	889千円/事業所	
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）	231千円/事業所	

認知症対応型通所介護事業所	226千円/ 事業所	<p>新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。以下同じ。)、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(介護施設等に限る)</p> <p>②通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p> <p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>③介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用</p> <p>④感染性廃棄物の処理費用</p> <p>⑤感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用</p> <p>⑥通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)</p> <p>※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る</p> <p>○ア③に該当する介護施設等の場合</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>○ 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保</p>
通所リハビリテーション事業所(通常規模型)	564千円/ 事業所	
通所リハビリテーション事業所(大規模型(I))	710千円/ 事業所	
通所リハビリテーション事業所(大規模型(II))	1,133千円/ 事業所	
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	27千円/ 定員	
訪問介護事業所	320千円/ 事業所	
訪問入浴介護事業所	339千円/ 事業所	
訪問看護事業所	311千円/ 事業所	
訪問リハビリテーション事業所	137千円/ 事業所	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508千円/ 事業所	
夜間対応型訪問介護事業所	204千円/ 事業所	
居宅介護支援事業所	148千円/ 事業所	
居宅療養管理指導事業所	33千円/ 事業所	
小規模多機能型居宅介護事業所	475千円/ 事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	638千円/ 事業所	
介護老人福祉施設	38千円/ 定員	
地域密着型介護老人福祉施設	40千円/ 定員	
介護老人保健施設	38千円/ 定員	
介護医療院	48千円/ 定員	
介護療養型医療施設	43千円/ 定員	

認知症対応型共同生活介護事業所	36千円/ 定員	<p>一定の要件に該当する自費検査費用（介護施設等に限る）（注7）</p> <p>○ア④に該当する高齢者施設等の場合 【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>○ 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（高齢者施設等に限る）（注7）</p>
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上）	37千円/ 定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下）	35千円/ 定員	
<p>イ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所</p> <p>ア①以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（注8）</p>		
通所介護事業所（通常規模型）	537千円/ 事業所	<p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>① 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p> <p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>② 通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）</p> <p>※なお、①、②については、代替サービス提供期間の分に限る</p>
通所介護事業所（大規模型（Ⅰ））	684千円/ 事業所	
通所介護事業所（大規模型（Ⅱ））	889千円/ 事業所	
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）	231千円/ 事業所	
認知症対応型通所介護事業所	226千円/ 事業所	
通所リハビリテーション事業所（通常規模型）	564千円/ 事業所	
通所リハビリテーション事業所（大規模型（Ⅰ））	710千円/ 事業所	
通所リハビリテーション事業所（大規模型（Ⅱ））	1,133千円/ 事業所	
<p>ウ 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等（※1～4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アの①に該当する介護サービス事業所・施設等 ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所（注9） 		
通所介護事業所（通常規模型）	268千円/ 事業所	<p>【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】</p> <p>・感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保</p>
通所介護事業所（大規模型（Ⅰ））	342千円/ 事業所	

通所介護事業所（大規模型（Ⅱ））	445千円/ 事業所	・感染が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）	115千円/ 事業所	
認知症対応型通所介護事業所	113千円/ 事業所	
通所リハビリテーション事業所（通常規模型）（通常規模型）	282千円/ 事業所	
通所リハビリテーション事業所（通常規模型）（大規模型（Ⅰ））	355千円/ 事業所	
通所リハビリテーション事業所（通常規模型）（大規模型（Ⅱ））	567千円/ 事業所	
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	13千円/ 定員	
訪問介護事業所	160千円/ 事業所	
訪問入浴介護事業所	169千円/ 事業所	
訪問看護事業所	156千円/ 事業所	
訪問リハビリテーション事業所	68千円/ 事業所	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	254千円/ 事業所	
夜間対応型訪問介護事業所	102千円/ 事業所	
居宅介護支援事業所	74千円/ 事業所	
福祉用具貸与事業所	282千円/ 事業所	
居宅療養管理指導事業所	16千円/ 事業所	
小規模多機能型居宅介護事業所	237千円/ 事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	319千円/ 事業所	
介護老人福祉施設	19千円/ 定員	
地域密着型介護老人福祉施設	20千円/ 定員	

介護老人保健施設	19千円/ 定員	
介護医療院	24千円/ 定員	
介護療養型医療施設	21千円/ 定員	
認知症対応型共同生活介護事業所	18千円/ 定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、 有料老人ホーム、サービス付き高齢 者向け住宅（定員30人以上）	19千円/ 定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、 有料老人ホーム、サービス付き高齢 者向け住宅（定員29人以下）	18千円/ 定員	

(注1) 補助対象事業所・施設等が政令指定都市及び中核市に所在する場合は、神奈川県から市を通じて補助を行う間接補助事業とし、それ以外の場合には、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

(注2) 1事業所・施設等につき、(1)ア～ウそれぞれを基準単価まで補助することができる。ただし、令和5年10月1日以降に支給された「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。

(注3) (1)ア（ただし、令和5年4月1日以降に生じた補助対象経費については、感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用を除く）及びウの事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、県が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

(注4) 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別により補助する。

(注5) 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別により補助する。

(注6) 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

(注7) 一定の要件に該当する自費検査費用に要する費用については、令和5年5月7日までは「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金実施要領」別添1-1、令和5年5月8日以降は同要領別添1-2に定めるとおり。感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用については、令和5年5月7日までは同要領別添2-1、令和5年5月8日以降は同要領別添2-2に定めるとおり。

(注8) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡)別紙1の2に基づきサービス提供している事業所(通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る))

(注9) 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所系サービス事業所が注8の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上の場合

(※1) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

(※2) 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る)並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所(1)アの事業を除く)及び居宅療養管理指導事業所

(※3) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る)並びに認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る)

(※4) 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)

(※5) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所